



## 市内事業者に 10 万円を支給する支援金を新設 4 月 28 日(火)から受付開始、事業継続に幅広く活用可能

生駒市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少し、特に深刻な影響を被っている市内の中小企業・個人事業主を対象に、家賃等の固定費や運転資金など事業の継続に幅広く活用できる「生駒市事業継続支援金」を新設します。

### ■ 対象者

次の①～④の条件をすべて満たしていること

①令和 2 年 2 月 1 日～5 月 29 日に、本市でセーフティネット保証 4 号・5 号及び危機関連保証のいずれかの申請をし、その後認定を受けた中小企業者、個人事業主

※参考 セーフティネット保証申請状況（令和 2 年 3 月 1 日～4 月 22 日 229 件）

②個人…引き続き 3 か月以上生駒市の住民基本台帳に記録されている住所を有していること

法人…生駒市内に引き続き 3 か月以上登記されている事業所を有し、本市の市税が課税されていること

③3 か月以上、同一事業を営んでいること

④市税を滞納していないこと

■ 支援金額 一律 100,000 円

■ 申請期間 令和 2 年 4 月 28 日(火)～6 月 5 日(金)17:15 まで

### ■ 支援金交付までの流れ

市ホームページから「生駒市事業継続支援金交付申請書」をダウンロードの上、メールまたは郵送（簡易書留等）で提出してください。不備等がなければ、速やかに支援金の振り込みを行います（申請書にはセーフティネット 4・5 号または危機関連保証の認定番号の記入が必要です）。

<送付先> 〒630-0288 生駒市東新町 8-38 生駒市役所商工観光課 事業継続支援事業宛

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での申請をお願いします。

この件に関する報道関係からのお問い合わせ

生駒市商工観光課（課長 奥田） ☎0743-74-1111(内線 321)